

## 特定非営利活動法人三段峡－太田川流域研究会 コンプライアンス規程

### （目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人三段峡－太田川流域研究会（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

### （組織）

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

#### （1）コンプライアンス担当理事

#### （コンプライアンス担当理事）

第4条 コンプライアンス担当理事は、倫理規定で定めた倫理規定順守のための理事とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- （1）コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- （2）コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

#### （報告、連絡及び相談ルート）

第5条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス担当理事は、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

#### （役職員のコンプライアンス教育）

第6条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。



(懲戒等)

第7条 職員が第5条第1項、第2項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれら  
者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員(監事を除く。以下本条において同じ。)の場合は、戒  
告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇  
とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 この規程は、2019年12月1日から施行する。